

I. 平成26年～令和4年の対応方針において、令和4年（度）以前に「結論を得る」等とされたもの  
 ※前回会議（令和5年6月15日）までに結論を報告したものを除く。

- 令和元年対応方針 ・ 義務付け・ 枠付けの見直し等
- ① その他

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
1	マイナンバーカードの追記欄の余白がなくなった場合のシール添付対応の実施 （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）	総務省	（ii）個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付申請（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平26総務省令85）29条1項）については、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議）において検討することとされている券面表記の見直し等の状況を踏まえ、追記欄の拡大を含めた申請者及び市町村（特別区を含む。）の負担軽減を図るための方策について検討し、 <u>令和4年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	マイナンバーカードの追記欄にシールを添付する対応は、シールがはがれる等の課題があり、技術的に困難。 このため、申請者及び地方公共団体の負担軽減に資するよう、交付事務の効率化のためのマイナンバーカードの券面記載事項の変更に係る経費を補助対象とするマイナンバーカード交付事務費補助金の要綱改正を令和3年2月に行ったところ。 追記欄の余白がなくなった場合の再交付申請に係る負担軽減策については、有効期間満了に伴う更新の場合の負担軽減策等と併せて引き続き検討し、令和5年中に結論を得ることとした。

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ○令和2年対応方針 ・ 義務付け・ 枠付けの見直し等

### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
2	日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけ (日本赤十字社法)	厚生労働省、 総務省	<p>&lt;令2&gt; 日本赤十字社に対する寄附金などの現金の取扱いについては、実態調査等を行った上で、地方公共団体が当該現金を取り扱う根拠を法制的な面から検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令3&gt; 日本赤十字社に対する寄附金などの現金については、地方公共団体が取り扱う根拠を明確化する方向で検討し、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>日本赤十字社において、地方公共団体における寄附金などの現金の取扱いに係る実態調査を実施し、当該結果等を踏まえ、地方公共団体が寄附金などの現金を取り扱うための根拠について明確化する方向で、措置内容について、地方公共団体の意見を聞いた上で関係省庁間で調整を行っているところ。</p> <p>引き続き、地方公共団体が適正に運用できるよう、検討を進めて結論を得る予定。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ○令和3年対応方針 ・ 義務付け・ 枠付けの見直し等

### ① 環境・衛生

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
3	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）</p>	環境省	<p>都道府県分別収集促進計画（9条1項）については、都道府県における事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p>また、当面の措置として、都道府県分別収集促進計画は廃棄物処理計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、都道府県に令和3年度中に通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県分別収集促進計画の策定に係る事務の実態に関する調査等を踏まえ、関係省庁と協議しながら制度的対応の要否を含め検討し結論を得る。</li> <li>・ [措置済み]</li> </ul>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ○令和4年対応方針 ・ 義務付け ・ 枠付けの見直し等

### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
4	<p>障害支援区分認定調査のオンライン化 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)</p>	厚生労働省	<p>(ii) 障害者支援区分の認定等に係る調査(20条2項)については、以下のとおりとする。</p> <p>・ 現在、臨時的な取扱いとして可能としている情報通信機器を用いて映像を介する方法による調査(以下この事項において「臨時的オンライン調査」という。)について、今後も当分の間、当該取扱いを継続した上で、臨時的オンライン調査及び調査対象者が遠隔地に居住地又は現在地を有する場合に実施する認定調査に係る質疑応答集を整備するなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p>・ 臨時的オンライン調査の運用実態を調査した上で、一定の要件を満たすことが担保できる場合には、情報通信技術の進展を踏まえつつ、当該技術を一層活用した方法による調査を継続的に実施することを可能とする方向で検討し、<u>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>認定調査(臨時的オンライン調査を含む)の実態や課題について、地方公共団体にヒアリングを行ったところ(令和5年1～3月)。</p> <p>これらの結果を踏まえ、地方公共団体の実情を更に把握する必要があるため、令和5年度においても臨時的オンライン調査及び調査対象者が遠隔地に居住地又は現在地を有する場合に実施する認定調査に係る質疑応答集等の整備のための調査を行い、その結果を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得ることとした。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

II . 平成26年～令和4年の対応方針において、令和5年（度）中に「結論を得る」等とされたもの  
 ※前回会議（令和5年6月15日）までに結論を報告したものを除く。

○令和元年対応方針 ・義務付け・枠付けの見直し等

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
1	医師法、歯科医師法、薬剤師法（以下、「医師法等」という。）に基づく届出のオンライン化 （医師法、歯科医師法及び薬剤師法）	厚生労働省	<令元> 医師法（6条3項）、歯科医師法（6条3項）及び薬剤師法（9条）に基づく届出については、令和4年度の届出からのオンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  <令3> 医師法（6条3項）、歯科医師法（6条3項）及び薬剤師法（9条）に基づく氏名等の届出については、以下のとおりとする。 ・医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師（以下この事項において「医師等」という。）については、令和4年度からオンラインによる届出を可能とし、オンラインによる届出の場合には、都道府県の経由を要しないこととする方向で検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・医療機関等に勤務する医師等以外については、医療機関等に勤務する医師等の届出状況等も踏まえつつ、引き続きオンラインによる届出を可能とすることについて検討し、 <u>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	次頁のとおり

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
1	<p>(続き) 医師法、歯科医師法、薬剤師法(以下、「医師法等」という。)に基づく届出のオンライン化 (医師法、歯科医師法及び薬剤師法)</p>	厚生労働省	<p>&lt;令4&gt; 医師法(6条3項)、歯科医師法(6条3項)及び薬剤師法(9条)に基づく氏名等の届出については、以下のとおりとする。 ・医療機関等に勤務する医師等以外については、医療機関等に勤務する医師等の届出状況等も踏まえつつ、オンラインによる届出を可能とすることについて引き続き検討し、<u>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和4年度の届出について、医療機関等に勤務する医師等からのオンラインによる届出を可能とした。 医療機関等に勤務する医師等以外については、医療機関等に勤務する医師等の届出状況等も踏まえつつ、オンラインによる届出を可能とすることについて引き続き検討し、令和5年度中に結論を得る予定であり、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
2	<p>医学部の「地域 枠」入学定員（臨 時定員）の継続設 置 （医療法）</p>	厚生労働省	<p>&lt;令元&gt; 医学部における臨時定員による地域枠の設置の在り方については、医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会での令和4年度以降の医師養成数に関する議論を踏まえて検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令2&gt; 医学部における臨時定員による地域枠については、令和4年度は令和3年度と同様の方法で設定する。令和5年度以降については、「医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会」での議論を踏まえて検討し、令和3年春までを目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令3&gt; 医学部における臨時定員による地域枠については、以下のとおりとする。 ・令和5年度については、令和4年度と同様の方法での設定に加え、臨時定員による歯学部振替枠の廃止に伴い、同振替枠を地域の医師確保・診療科偏在対策に有用な範囲に限って地域枠臨時定員として活用することを可能とする。 ・令和6年度以降については、引き続き検討し、令和4年春までを目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令4&gt; 医学部における臨時定員による地域枠の設置の在り方については、第8次医療計画等に関する検討会における議論を踏まえつつ、以下のとおりとする。 ・令和7年度以降については、引き続き検討し、<u>令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和7年度以降の医学部臨時定員については「第8次医療計画等に関する検討会」等における議論の状況を踏まえ検討する。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ② その他

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
3	許認可事務における法人登記簿謄本（登記事項証明書）の省略（登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続）	デジタル庁、法務省	<p>&lt;令元&gt;            登記事項証明書（商業登記法（昭38法125）10条）の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、令和2年10月以降の運用開始を予定している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令4&gt;            登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、<u>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>国の行政機関における登記事項証明書の添付省略の状況を踏まえ、地方公共団体について、登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査を実施した。また、当該結果等を踏まえ、登記情報連携について地方公共団体へ拡大する方向で、登記事項証明書の添付省略に関する実施計画（令和4年3月28日 デジタル庁・法務省）を策定した。同計画に基づき、令和5年2月から、一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始した（現在、東京都、和歌山県、ひたちなか市、川崎市、広島市で先行運用を実施中）。また、令和5年4月から、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析事業を開始した。</p> <p>現在、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施中であり、その内容等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

○令和2年対応方針 ・義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
4	<p>獣医師法に基づく届出をオンライン化すること (獣医師法)</p>	<p>農林水産省</p>	<p>&lt;令2&gt; 獣医師法に基づく届出(22条)については、以下のとおりとする。 ・令和4年度の届出からオンライン化する。 ・獣医師の情報の都道府県による利活用を図るための方策について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令3&gt; 獣医師法に基づく届出(22条)については、令和4年度からオンライン化することとしているが、オンラインによる届出の場合の都道府県経由事務の在り方について、獣医師の情報の都道府県による適切な利活用及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から検討し、<u>令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p>&lt;令4&gt; 獣医師法に基づく届出(22条)については、獣医師の情報の都道府県による利活用を図るため、省令を改正し、意向等の調査において都道府県から利活用の要望があった獣医師の業務経験等の項目を届出の様式(施行規則13条2項の第6号様式)に追加する。 [措置済み(獣医師法施行規則の一部を改正する省令(令和4年農林水産省令第58号))] ]</p>	<p>都道府県経由事務の在り方については、初回のオンライン届出(令和4年度届出)を踏まえた都道府県の意向を調査するため、令和5年5月に、都道府県向けのアンケートを実施した。 令和4年度の届出実施状況及びアンケート結果等を踏まえながら、オンラインによる届出の場合の都道府県経由事務の在り方について、獣医師の情報の都道府県による適切な利活用及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から引き続き検討を行い、令和5年中に結論を得る予定。 なお、令和5年6月15日の地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議において、重点事項に選定されたところ。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
5	<p>児童発達支援等の無償化の対象となる場合の障害児通所給付決定における手続の簡素化（児童福祉法）</p>	<p>こども家庭庁</p>	<p>（ii）障害児通所支援利用における無償化対象通所児童（施行令24条3号）に係る障害児通所給付決定（21条の5の5第1項）については、無償化対象通所児童の保護者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。</p> <p>・無償化対象通所児童については、所得区分に応じた負担上限月額の設定をすることなく、利用者負担額の判定が可能であること及び受給者証において所得区分に応じた負担上限月額についての記載を不要とする方向で検討し、<u>令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>負担上限額の設定を簡素化する方向で検討しており、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講じる。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ○令和3年対応方針 ・ 義務付け・枠付けの見直し等

### ① 農業・農地

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
6	<p>市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正 (農業振興地域の整備に関する法律)</p>	農林水産省	<p>&lt;令3&gt; 農用地利用計画の案に対する異議の申出(11条3項)については、当該計画の円滑な策定に資するよう、当該申出の在り方について、関連制度の検討状況や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令4&gt; 農用地利用計画の案に対する異議の申出(11条3項)については、当該計画の円滑な策定に資するよう、当該申出の在り方について、関連制度の検討状況や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、<u>令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>農用地利用計画の案に対する異議の申出については、当該計画の円滑な策定に資するよう、当該申出の在り方について、関連制度の検討状況や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和5年中に結論を得る予定。</p> <p>なお、令和5年6月15日の地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議において、重点事項に選定されたところ。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
7	臨床研修を行うための基準（入院患者実数年間3,000名以上等）における知事の裁量権拡大（医師法）	厚生労働省	<p>（ii）基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、臨床研修を行うために必要な症例（医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平14厚生労働省令158）6条1項4号）の内容については、地域の実情を把握しつつ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会での議論を踏まえて検討し、<u>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>医道審議会医師分科会医師臨床研修部会における議論を開始しており、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
8	<p>被保護者が居所不明となった場合の生活保護の停廃止に係る取扱いの明確化 (生活保護法)</p>	厚生労働省	<p>(ii) 居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、取扱いを明確化することを検討し、<u>令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和4年度調査研究事業において、被保護者が居所不明となったことにより生活保護の継続又は停廃止の決定に困っている事案やその際の判断基準、対処の内容等について、自治体に対してアンケート調査やインタビュー調査を行うなどして実態把握を行った。</p> <p>当該実態調査結果を踏まえつつ、法制的・専門的な観点等から検討を行い、被保護者が居所不明になった場合の具体的な事務の取扱いを整理することを目的とする調査研究事業を行い、その結果を踏まえ、令和5年度中を目途に結論を得る。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
9	管理栄養士による居宅療養管理指導の普及に向けた基準の見直し (介護保険法)	厚生労働省	(xiv) 管理栄養士が行う場合の居宅療養管理指導費(Ⅱ)(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平12厚生省告示19))に、指定居宅療養管理指導事業所となっている病院又は診療所と連携している薬局に所属する管理栄養士が居宅療養管理指導を行う場合を追加することについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、 <u>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	令和4年度に調査研究事業を実施し、薬局における管理栄養士の業務内容や医師との連携状況等について把握。 上記調査研究結果を踏まえ、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ③ 雇用・労働

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
10	<p>職業能力開発校における留学生の受入及び修了後における当該留学生の在留資格について「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること（出入国管理及び難民認定法及び職業能力開発促進法）</p>	<p>法務省、 文部科学省、 厚生労働省</p>	<p>&lt;令3&gt; 職業能力開発校（職業能力開発促進法15条の7第1項1号）において普通職業訓練を受ける外国人については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「研修」の在留資格（出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）別表1の4）が付与され得ることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</li> <li>・本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が入管法別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとするについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> <li>・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、当該業務について、本邦の専修学校の専門課程の教育を受け専門士又は高度専門士の称号（「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」（平6文部省告示84））を付与される場合と同等以上の技術又は知識を有していると認められるときには、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格（入管法別表1の2）をもって在留を可能とすることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> </ul>	<p>次頁のとおり</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ③ 雇用・労働

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
10	<p>(続き) 職業能力開発校における留学生の受入及び修了後における当該留学生の在留資格について「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること (出入国管理及び難民認定法及び職業能力開発促進法)</p>	<p>法務省、 文部科学省、 厚生労働省</p>	<p>&lt;令4&gt; 職業能力開発校（職業能力開発促進法15条の7第1項1号）において普通職業訓練を受ける外国人については、以下のとおりとする。 [再掲] ・本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が出入国管理及び難民認定法（以下この事項において「入管法」という。）別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとすることについて、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、<u>令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> ・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、当該業務について、本邦の専修学校の専門課程の教育を受け専門士又は高度専門士の称号（「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」（平6文部省告示84））を付与される場合と同等以上の技術又は知識を有していると認められるときには、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格（入管法別表1の2）をもって在留を可能とすることについて、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、<u>令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>・職業能力開発校が出入国管理及び難民認定法別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとするについて、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和5年中に結論を得る。</p> <p>・職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって在留を可能とすることについては、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和5年中に結論を得る。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ④ 環境・衛生

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
11	指定給水装置工事事業者の指定に関する手続の見直し（水道法）	デジタル庁、法務省、厚生労働省	<p>&lt;令3&gt; 【厚生労働省】【デジタル庁】【法務省】 指定給水装置工事事業者の指定の申請（25条の2）、更新の申請（25条の3の2）及び変更の届出（25条の7）における登記事項証明書（商業登記法（昭38法125）10条）の添付については、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令4&gt; 【厚生労働省】【デジタル庁】【法務省】 （ii）指定給水装置工事事業者の指定の申請（25条の2）、更新の申請（25条の3の2）及び変更の届出（25条の7）における登記事項証明書（商業登記法（昭38法125）10条。以下同じ。）の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、<u>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>デジタル庁・法務省にて、地方公共団体において登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査を実施し、当該結果等を踏まえ、登記情報連携について地方公共団体へ拡大する方向で、登記事項証明書の添付省略に関する実施計画（令和4年3月28日デジタル庁・法務省）を策定した。同計画に基づき、令和5年2月から、一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始した（現在、東京都、和歌山県、ひたちなか市、川崎市、広島市で先行運用を実施中）。また、令和5年4月から、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析事業を開始した。</p> <p>現在、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施中であり、その内容等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ⑤ その他

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
12	市町区村長による住宅用家屋証明発行事務の廃止 (租税特別措置法)	法務省、国土交通省	<p>&lt;令3&gt; 住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置（72条の2等）における市区町村長の証明事務（施行令41条及び42条1項）については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について早急に検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令4&gt; 住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置（72条の2等）における市区町村長の証明事務（施行令41条及び42条1項）については、専ら住宅用の家屋を取得等した個人が住宅の用に供することとする要件（施行令41条）の審査に係る市区町村の事務負担を軽減する方向で検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>令和4年度税制改正により、住宅用家屋の所有権の移転登記等の登録免許税の税率の軽減措置（73条等）の対象となる住宅用家屋の築年数要件を緩和したことで、市区町村の事務負担が一定軽減される見込み。申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について、引き続き検討しており、令和5年中に結論を得る。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ○令和4年対応方針 ・ 義務付け・ 枠付けの見直し等

### ① 土地利用（農地除く）

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
13	<p>工業団地造成事業による造成工場敷地の譲受人の資格要件の緩和 （首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律及び都市計画法）</p>	国土交通省	<p>（iii）造成工場敷地の譲受人の資格（首都圏近郊整備法22条及び近畿圏近郊整備法31条）については、令和4年度中に地方公共団体の実態を調査した上で、その緩和について検討し、<u>令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>造成工場敷地の譲受人の資格については、地方公共団体の実態を調査するため、令和5年1月～2月に関係する地方公共団体向けのアンケートを実施した。 アンケート結果等を踏まえながら、造成工場敷地の譲受人の資格の緩和について、引き続き検討を行い、令和5年中に結論を得る予定。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
14	<p>児童扶養手当の現況届を対面によらず提出可能とすること (児童扶養手当法)</p>	<p>こども家庭庁</p>	<p>(ii) 児童扶養手当の受給者による現況の届出(施行規則4条)については、受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、対面以外の方法による届出を可能とする方向で検討し、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のための児童扶養手当業務における対応について(その2)」(令2厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課)における現況届の取扱いを考慮しつつ、<b>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和6年における現況の届出の提出期間開始までに必要な措置を講ずる。</b></p>	<p>児童扶養手当の受給者による現況の届出について、受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、対面以外の方法による届出を可能とする方向で検討しており、令和5年度中に結論を得る。 また、その結果に基づいて令和6年における現況の届出の提出期間開始までに必要な措置を講ずる。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
15	<p>後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費申請の簡略化 (高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法)</p>	厚生労働省	<p>(i) 高額介護合算療養費及び高額医療合算介護(予防)サービス費の支給申請(高齢者の医療の確保に関する法律85条並びに介護保険法51条の2及び61条の2)については、市区町村、後期高齢者医療広域連合及び被保険者の負担を軽減する観点から、市区町村又は後期高齢者医療広域連合の判断により、初回の申請をもって毎年の申請を不要とすることを検討し、<u>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>市区町村及び後期高齢者医療広域連合の判断により高額介護合算療養費及び高額医療合算介護(予防)サービス費に係る2回目以降の申請を省略することについては、申請を省略することで実務上の支障が生じることがないか、また、どのような場合に申請の省略が可能であるかについて、システム改修の規模等とあわせて関係部局等と連携して検討中であり、令和5年度中に結論を得る。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
16	<p>介護保険制度における、中山間地域に係る訪問介護サービスの算定基準において、移動時間が適正に取り扱われるような介護報酬単価の見直し等 (介護保険法)</p>	厚生労働省	<p>(iii) 中山間地域等に係る訪問介護員等の移動時間等を踏まえた介護報酬等の見直しについては、都市部、離島・中山間地域を対象に実施した調査における訪問介護サービスの利用状況や運営上の課題等も踏まえ、引き続き地域の実態の把握に努めつつ、社会保障審議会の意見を聴いた上で、地域の実情に応じ、持続可能なサービスの提供がなされるよう必要な方策を検討し、<u>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和5年中にサービスの利用状況や地域の実態に関する調査などを実施予定であり、今年度の調査研究事業において、採択事業者が決まり、今後検討を開始していくところ。令和6年度介護報酬改定に向けて、令和5年度社会保障審議会介護給付費分科会において検討の上、令和5年度中に結論を得る。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
17	<p>オンラインによる管理栄養士免許関連手続に係る都道府県経由事務の廃止（栄養士法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律、薬剤師法、理学療法士及び作業療法士法及び視能訓練士法）</p>	<p>デジタル庁、厚生労働省</p>	<p>各法令で定められている免許の申請等に係る手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、令和6年度からオンラインによる手続を可能とするに当たり、オンラインによる手続の場合の都道府県経由事務の廃止等について検討し、<b>令和5年中の可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></p>	<p>国家資格等情報連携・活用システムの設計・開発については、経由事務の廃止も含め、地方公共団体の意向も踏まえつつ、実現方式及び必要な措置までの具体的なスケジュールを考慮の上、厚生労働省とデジタル庁で協力して課題の整理を進めている。引き続き、令和5年中の可能な限り早期に結論を得られるよう、検討を進めていく。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
18	<p>障害福祉サービスにおける施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止等の見直し (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)</p>	厚生労働省	<p>(iii) 就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型及びB型)における施設外就労に関する実績の把握については、事業所からの報告を不要とした上で、地方公共団体の判断で事業所に確認することとするなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、<b>令和5年9月末までに結論を得る。</b> <u>その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型及びB型)における施設外就労に関する実績の把握については、事業所からの報告を不要とした上で、地方公共団体の判断でその実績を事業所に確認することを可能とするなどの負担軽減策については、障害福祉サービス等報酬改定検証チーム及び社会保障審議会障害者部会において議論を行った上で検討し、令和5年9月末までに結論を得ることとした。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
19	<p>指定介護機関について介護保険法に基づく名称等の変更等の届出があった場合に生活保護法に基づく届出があったものとみなす等 (生活保護法)</p>	厚生労働省	<p>(iv) 生活保護法による指定介護機関(54条の2第1項)については、介護保険法による変更の届出等(介護保険法(平9法123)75条1項等)が行われた場合に、生活保護法上の届出等(54条の2第5項及び6項において準用する50条の2)を不要とすることについて検討し、<u>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>各自治体における介護保険部局と生活保護部局との具体的な連携方法の検討など法制上の課題等を整理しつつ、対応の方向性について検討中であり、令和5年度中に結論を得る。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
20	指定介護機関について介護保険法に規定する介護機関でなくなったこと等をもって指定取消等を可能とすること（生活保護法）	厚生労働省	<p>(v) 生活保護法による指定介護機関（生活保護法の一部を改正する法律（平25法104）1条による改正前の生活保護法54条の2第1項）については、介護保険法による指定の取消し等（介護保険法（平9法123）77条1項等）が行われた場合に、生活保護法による指定の取消し等（54条の2第3項及び4項）を可能とすることについて法制上の対応の可否等を検討し、<u>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>過去の経緯等を精査し、法制上の対応の可否を検討中であり、当該検討結果を踏まえ、法律改正を含めて具体的な対応について検討予定であり、令和5年度中に結論を得る。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
21	<p>身体障害者手帳の申請時における写真提出及び手帳の記載事項としての写真表示の義務付け廃止 (身体障害者福祉法)</p>	厚生労働省	<p>身体障害者手帳の交付申請時の写真の提出（施行規則2条1項）及び同手帳への写真の表示（施行規則5条2項）については、やむを得ない場合に省略できることとすることについて地方公共団体等の意見を踏まえて検討し、<u>令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>身体障害者手帳の交付申請時の写真の提出及び同手帳への写真の表示について省略を行った場合に想定される疑義等について、提案団体及び追加共同提案団体に対し、調査を行ったところ（令和4年9～10月）。これらの結果を踏まえ、やむを得ない場合に省略できることとすることについて検討し、令和5年中に結論を得ることとした。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
22	介護保険制度における訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの指定基準の緩和（介護保険法）	厚生労働省	<p>(iv) 指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業者及び指定（介護予防）通所リハビリテーション事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数及び施設に係る基準の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、<u>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和5年度の社会保障審議会介護給付費分科会での議論に向けて検討中であり、令和5年度中に結論を得る。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
23	<p>高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費における支給申請手続きの簡素化 (国民健康保険法及び介護保険法)</p>	厚生労働省	<p>高額介護合算療養費及び高額医療合算介護(予防)サービス費の支給申請(国民健康保険法57条の3並びに介護保険法51条の2及び61条の2)については、市区町村及び被保険者の負担を軽減する観点から、市区町村の判断により、初回の申請をもって毎年の申請を不要とすることを検討し、<u>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>市区町村及び後期高齢者医療広域連合の判断により高額介護合算療養費及び高額医療合算介護(予防)サービス費に係る2回目以降の申請を省略することについては、申請を省略することで実務上の支障が生じることがないか、また、どのような場合に申請の省略が可能であるかについて、システム改修の規模等とあわせて関係部局等と連携して検討中であり、令和5年度中に結論を得る。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
24	<p>厚生年金(第2号被保険者)資格喪失者等の国民年金(第1号被保険者)種別変更における本人手続きの簡略化 (国民年金法)</p>	厚生労働省	<p>国民年金第二号被保険者から第一号被保険者への種別変更に係る事務については、令和4年5月に導入したマイナポータルによる電子申請の活用状況を踏まえつつ、職権による種別変更までの期間短縮など事務処理の効率化の方策を検討し、<u>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>国民年金第二号被保険者から第一号被保険者への種別変更に係る事務については、令和4年5月に導入したマイナポータルによる電子申請の活用状況を調査しているところ。当該調査結果を踏まえ、職権による種別変更までの期間短縮など事務処理の効率化の方策を検討中であり、令和5年度中に結論を得る。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
25	<p>公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと (児童手当法)</p>	<p>こども家庭庁</p>	<p>(ii) 児童手当及び特例給付の認定、支給等の事務のうち受給資格者たる公務員が退職する場合等における事務については、児童手当及び特例給付の請求漏れを生じさせないための方策として、公務員が退職した場合の認定の請求に資するガイドラインを作成し周知することや、退職後に居住市町村(特別区を含む。)から当該受給資格者に対して認定の請求を促す通知をすることを検討し、<b>令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b> なお、児童手当及び特例給付の請求漏れを生じさせないための事務処理の在り方については、上記措置の状況等を踏まえ、必要な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>請求者本人、所属庁それぞれの立場に立って必要な手続きを整理した分かりやすいガイドラインを作成するべく、具体的な内容や周知方法等について検討を行い、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 この措置の状況を踏まえて、児童手当及び特例給付の請求漏れを生じさせないための事務処理の在り方について検討を行う。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
26	国民健康保険の世帯主からの徴収の見直し (国民健康保険法)	厚生労働省	(ix) 国民健康保険の保険料(76条)の徴収に関する世帯主の取扱いの柔軟化については、実効性や市区町村における事務負担の軽減の観点にも留意しつつ、市区町村の意向も踏まえて検討し、 <u>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>国民健康保険における世帯主の取扱いについては、地方自治体との協議を踏まえ、擬制世帯主から資格取得の届出が行われた際、当該世帯の国保の被保険者が世帯主となることを希望している場合には、当該者の保険料(税)の支払い能力等を確認し、国民健康保険事業の運営上支障がないと認められるとき、当該国保の被保険者を国民健康保険における世帯主とすることを可能とする方向で検討しているところ。</p> <p>今後、市町村に対し、世帯主の取扱いの柔軟化の方策に関する実態調査を行った上で、引き続き検討し、令和5年度中に結論を得る。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ③ 雇用・労働

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
27	労働委員会における会議について会長が相当と認める場合にはウェブ会議による出席を可能とすること (労働組合法)	厚生労働省	労働委員会の高度情報通信技術の利用による会議（労働委員会規則（昭24中央労働委員会規則1）16条の2）に係る開催要件については、「労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会」におけるIT活用に関する議論を踏まえて検討し、 <u>令和5年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	「労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会」におけるIT活用に関する議論を踏まえて検討し、令和5年中を目途に結論を得る予定。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ④ 環境・衛生

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
28	<p>地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る負担軽減（地球温暖化対策の推進に関する法律）</p>	環境省	<p>地方公共団体実行計画（21条1項）の策定に係る地方公共団体への支援については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討し、<u>令和5年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></li> </ul>	<p>地方公共団体実行計画（21条1項）の策定に係る地方公共団体への支援に資するよう、二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討を行っており、令和5年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ④ 環境・衛生

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
29	<p>産業廃棄物処理業許可申請書類における住民票及び登記事項証明書についてマイナンバー情報等により電子上での確認を可能とすること (住民基本台帳法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律)</p>	<p>デジタル庁、総務省、法務省、環境省</p>	<p>(ii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続については、許可等の申請であって、既得の本籍にかかる情報に変更がない場合等について、令和5年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることにより住民票の写しの添付を省略することを可能とする。 また、その他の場合について、住民票の写しの添付の省略を可能とすることについて検討し、<u>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(iii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この事項において「法」という。)に基づく産業廃棄物処理業の許可(法14条1項又は6項)、特別管理産業廃棄物処理業の許可(法14条の4第1項又は6項)及び産業廃棄物処理施設の許可(法15条1項)等における登記事項証明書の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、<u>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>(ii) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第58号)による住民基本台帳法の改正を踏まえ、関係規定の整備、必要な対応を行う。 また、既得の本籍にかかる情報に変更がない場合等以外の場合について、住民票の写しの添付の省略を可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(iii) デジタル庁・法務省にて、地方公共団体において登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査を実施した。また、当該結果等を踏まえ、登記情報連携について地方公共団体へ拡大する方向で、登記事項証明書の添付省略に関する実施計画(令和4年3月28日 デジタル庁・法務省)を策定した。同計画に基づき、令和5年2月から、一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始した(現在、東京都、和歌山県、ひたちなか市、川崎市、広島市で先行運用を実施中)。また、令和5年4月から、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析事業を開始した。その結果を踏まえ検討し、令和5年度中に結論を得る。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ④ 環境・衛生

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
30	<p>地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画の市町村による策定義務の廃止と都道府県計画の充実 (地球温暖化対策の推進に関する法律)</p>	環境省	<p>地方公共団体実行計画（21条1項）の策定に係る地方公共団体への支援については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討し、<b>令和5年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></li> </ul>	<p>地方公共団体実行計画（21条1項）の策定に係る地方公共団体への支援に資するよう、二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討を行っており、令和5年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ④ 環境・衛生

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
31	都道府県健康増進計画等における計画期間の見直し (健康増進法及び歯科口腔保健の推進に関する法律)	厚生労働省	国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(平24厚生労働省告示430)及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(平24厚生労働省告示438)の期間については、政策的に関連の深い他の指針や計画等の期間を踏まえ、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において検討し、 <u>令和5年春を目途に結論を得る。その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。</u>	厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において、国の定める基本方針(国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項)について、計画期間を12年間とする旨について了承を得た。 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針は令和5年5月31日告示済み。 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項は、令和5年夏に告示・公表予定。

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ⑤ 産業振興

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
32	大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止（大規模小売店舗立地法）	経済産業省	大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者が法人である場合の代表者の氏名（5条1項2号）の変更の届出（6条1項）については、廃止する方向で検討し、 <b>令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b>	<p>廃止に向け、現在当該制度を活用するなどしており、廃止によって不利益を被る可能性が有る自治体等関係者との合意形成及び不利益を最小化するための方策を検討してきている。具体的には、法運用主体である地方公共団体にヒアリングを行い廃止によって生じ得る具体的な課題を聞き取りとともに、解決の方策について、他の法令における類似事例調査も含めて検討している。</p> <p>今後、広く関係者の意見聴取をするためにパブリックコメントを実施予定であり、その準備も行っている。</p> <p>それらの結果を踏まえ、令和5年中に結論を得る。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ⑤ 産業振興

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
33	大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止（大規模小売店舗立地法）	経済産業省	大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者が法人である場合の代表者の氏名（5条1項2号）の変更の届出（6条1項）については、廃止する方向で検討し、 <u>令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>廃止に向け、現在当該制度を活用するなどしており、廃止によって不利益を被る可能性が有る自治体等関係者との合意形成及び不利益を最小化するための方策を検討してきている。具体的には、法運用主体である地方公共団体にヒアリングを行い廃止によって生じ得る具体的な課題を聞き取るとともに、解決の方策について、他の法令における類似事例調査も含めて検討している。</p> <p>今後、広く関係者の意見聴取をするためにパブリックコメントを実施予定であり、その準備も行っている。</p> <p>それらの結果を踏まえ、令和5年中に結論を得る。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ⑥ 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
34	<p>公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化 (公共施設等総合管理計画)</p>	総務省	<p>公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、その簡素化について検討し、<u>令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> また、今後、地方公共団体に公共施設等総合管理計画の見直しを求める際の見直し時期については、地方公共団体の実情に十分に配慮して要請することとする。</p>	<p>公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、簡素化できる記載事項について検討し、令和5年中に結論を得る予定。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ⑥ 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
35	消防水利の基準における水道管の緩和要件の追加 (消防法)	総務省、 厚生労働省	消防水利の基準（昭39消防庁告示7）における消火栓を設置する水道配管の管径基準については、地域の実情に応じて緩和できるよう、関係者の意見や科学的な検証を踏まえ検討し、 <u>令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>前回（平成31年）の検討会後から、学識経験者や水道技術の専門家、総務省消防庁、厚生労働省医薬・生活衛生局で水道管のダウンサイジングについて検討・協議等を実施している。</p> <p>地域の実情に応じて消火栓の設置要件に係る水道配管の口径を緩和できるよう、学識経験者や関係者を委員とした意見聴取会を設置し、科学的な検証も踏まえて検討し、令和5年中に結論を得る予定。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ⑥ 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
36	<p>公共施設等総合管理計画の簡素化及び記載事項の見直し (公共施設等総合管理計画)</p>	総務省	<p>公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、その簡素化について検討し、<u>令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> また、今後、地方公共団体に公共施設等総合管理計画の見直しを求める際の見直し時期については、地方公共団体の実情に十分に配慮して要請することとする。</p>	<p>公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、簡素化できる記載事項について検討し、令和5年中に結論を得る予定。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ⑦ その他

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
37	給水区域の重複を可能とすること (水道法)	厚生労働省	<p>(i) 給水区域の境界に近接し、かつ、配水管が布設されていない小規模な地域への給水については、迅速な給水に資するよう、水道事業者における事務の実態を把握した上で、業務の委託(24条の3第1項)をより活用しやすくするために必要な方策を検討し、<u>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>水道事業者における事務の実態を把握するため、全国の水道事業者にアンケート調査を実施した。</p> <p>これらの結果を踏まえ、水道事業者における事務の実態の把握に努め、必要な方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ⑦ その他

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
38	<p>マイナンバーの独自利用事務および庁内連携に係る条例等制定に係る見直し (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	<p>個人情報保護委員会、デジタル庁</p>	<p>地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)の情報連携(19条9号)については、その円滑な実施に資するよう、個人情報保護委員会への届出(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平28個人情報保護委員会規則5)3条1項)から情報連携開始までの期間の短縮等について検討し、<u>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>個人情報保護委員会への届出から情報連携開始までの期間短縮等について、令和4年度調査研究事業において、自治体システムの標準化・統一化にかかる取組等も踏まえた現状分析や今後に向けたシステム面の課題整理など、基礎的調査を実施した。 これらの結果を踏まえ、技術的検証等を実施し、令和5年度中に結論を得ることとした。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ⑥ 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
39	<p>マイナンバー制度における特定個人情報保護評価の簡素化または廃止 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	<p>個人情報保護委員会、デジタル庁</p>	<p>地方公共団体による特定個人情報保護評価（特定個人情報保護評価に関する規則（平26特定個人情報保護委員会規則1）7条）については、地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、次回の指針（27条1項）の見直しの際に、地方公共団体における実態を踏まえて当該事務の見直しについて検討し、<b>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></p>	<p>地方公共団体における特定個人情報保護評価の実態を把握するため、特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討に係る委託調査（評価実施機関向けアンケート）を行ったところ（令和4年11月）。</p> <p>今後、地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、把握した実態も踏まえながら特定個人情報保護評価における事務の見直しを検討し、令和5年度中に結論を得ることとした。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ⑦ その他

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
40	補助金支出事務の 私人委託を可能と する見直し (地方自治法)	総務省	<p>(ii) 私人に支出の事務を委託することができる経費（施行令165条の3第1項）については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体から要望があった経費について私人に委託することの可否を検討し、<u>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>私人に支出の事務を委託することができる経費について、地方公共団体から要望があった経費を私人に委託することの可否を検討し、令和5年度中に結論を得る予定。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ⑦ その他

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
41	<p><b>特定個人情報保護評価事務の一部省略</b> (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	<p>個人情報保護委員会、デジタル庁</p>	<p>地方公共団体による特定個人情報保護評価（特定個人情報保護評価に関する規則（平26特定個人情報保護委員会規則1）7条）については、地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、次回の指針（27条1項）の見直しの際に、地方公共団体における実態を踏まえて当該事務の見直しについて検討し、<b>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></p>	<p>地方公共団体における特定個人情報保護評価の実態を把握するため、特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討に係る委託調査（評価実施機関向けアンケート）を行ったところ（令和4年11月）。</p> <p>今後、地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、把握した実態も踏まえながら特定個人情報保護評価における事務の見直しを検討し、令和5年度中に結論を得ることとした。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ⑦ その他

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
42	<p>マイナンバーカード更新時にカードの郵送受取を可能とすること (電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	総務省	<p>(ii) 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する方策を検討し、<u>令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。</p>	<p>交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担の軽減に向けて、郵便局における電子証明書の発行・更新等に係る事務委託要領を策定し、市区町村に対し、事務委託を促してきたところ。令和4年8月には、既に委託を開始した市区町村における取組事例を参考として紹介し、同年11月には、事務委託に関する意向調査を実施した。</p> <p>今後、市町村窓口等における本人確認や交付・不交付の決定以外の事務(統合端末を用いたシステム上の交付処理やカード廃止処理等)について、実施に必要なシステムの開発等により民間事業者に委託できる範囲を拡大するなど、市町村の負担軽減に向けた取組を進め、令和5年中に結論を得ることとした。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ⑦ その他

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
43	<p>マイナンバーカード 交付事務において、 委託事業者による 本人確認を可能と すること (電子署名等に係 る地方公共団体情 報システム機構の 認証業務に関する 法律及び行政手続 における特定の個 人を識別するた めの番号の利用等 に関する法律)</p>	総務省	<p>個人番号カード及び同カードに搭載される 公的個人認証サービスの電子証明書の有効 期間満了に伴う更新については、交付申請 者の利便性の向上及び市町村（特別区を含 む。）の事務負担を軽減する方策を検討し、 <u>令和5年中に結論を得る。その結果に基づ いて必要な措置を講ずる。</u> また、更新時における本人確認をオンライ ンにより実施することについては、国際的 な基準や行政サービス等におけるデジタル 化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、 引き続き検討する。</p>	<p>現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載</p> <p>交付申請者の利便性の向上及び市町村 (特別区を含む。)の事務負担の軽減に向 けて、郵便局における電子証明書の発行・ 更新等に係る事務委託要領を策定し、市区 町村に対し、事務委託を促してきたところ。 令和4年8月には、既に委託を開始した市 区町村における取組事例を参考として紹介 し、同年11月には、事務委託に関する意向 調査を実施した。</p> <p>今後、市町村窓口等における本人確認や 交付・不交付の決定以外の事務(統合端末 を用いたシステム上の交付処理やカード廃 止処理等)について、実施に必要なシステ ムの開発等により民間事業者に委託でき る範囲を拡大するなど、市町村の負担軽減 に向けた取組を進め、令和5年中に結論を 得ることとした。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ⑦ その他

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
44	<p>電子証明書の更新及びマイナンバーカードに係る各種パスワードの初期化・再設定手続の非対面化 (電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	デジタル庁、総務省	<p>個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減する方策を検討し、<b>令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b> また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。</p>	<p>交付申請者の利便性の向上及び市町村（特別区を含む。）の事務負担の軽減に向けて、郵便局における電子証明書の発行・更新等に係る事務委託要領を策定し、市区町村に対し、事務委託を促してきたところ。令和4年8月には、既に委託を開始した市区町村における取組事例を参考として紹介し、同年11月には、事務委託に関する意向調査を実施した。 今後、市町村窓口等における本人確認や交付・不交付の決定以外の事務（統合端末を用いたシステム上の交付処理やカード廃止処理等）について、実施に必要なシステムの開発等により民間事業者へ委託できる範囲を拡大するなど、市町村の負担軽減に向けた取組を進め、令和5年中に結論を得ることとした。</p>

# 平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

## ⑦ その他

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年6月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
45	市区町村窓口等を介さないマイナンバーカード更新手続の実現(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)	総務省	<p>個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する方策を検討し、<b>令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</b></p> <p>また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。</p>	<p>交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担の軽減に向けて、郵便局における電子証明書の発行・更新等に係る事務委託要領を策定し、市区町村に対し、事務委託を促してきたところ。令和4年8月には、既に委託を開始した市区町村における取組事例を参考として紹介し、同年11月には、事務委託に関する意向調査を実施した。</p> <p>今後、市町村窓口等における本人確認や交付・不交付の決定以外の事務(統合端末を用いたシステム上の交付処理やカード廃止処理等)について、実施に必要なシステムの開発等により民間事業者に委託できる範囲を拡大するなど、市町村の負担軽減に向けた取組を進め、令和5年中に結論を得ることとした。</p>